



第14号様式(第44条、第46条、第49条、第50条関係)

許可第22号

住所 東京都東村山市廻田町1-2-17

氏名 千葉企業 株式会社
代表取締役 千葉 久典

一般廃棄物収集運搬業許可証

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 第51条第1項
第52条第1項の規定により、

下記のとおり許可する。

令和6年3月29日

東大和市長

和地仁美



記

取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
収集又は運搬の区分	収集・運搬
作業場所	東大和市内に限る
運搬先	小平・村山・大和衛生組合(小平市中島町2番1号) 他
許可の有効期間	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
許可条件	東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例並びに関係法令を遵守すること。

(注意)

- この許可に不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して書面で審査請求をすることができます(なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この許可については、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において被告を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。